

令和3年8月18日

一般社団法人香川県トラック協会

会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

### 緊急事態対策期における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況に応じて、順次対策期を移行し、8月9日から、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に位置付け、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛いただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただくようお願いするとともに、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さまには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の新規感染者数は、8月13日に過去最多の107人にのぼり、その後も増加傾向は収まらず、感染のピークがなお見えない状況にあります。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早急かつ強力な対策をとり、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、8月14日に国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請いたしました。

これを受け、本県を含む10県を、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定し、公示されることとなりました。

県としては、明後日19日までは今の対策の徹底を図りながら、20日以降のまん延防止等重点措置の実施期間における対策について、国と協議し、決定してまいります。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「まん延防止等重点措置の実施に伴う本県の対応（ポイント）」（資料2）を、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先へ周知いただくとともに、対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。

## 知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う県民の皆さまへのお願い

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況に応じて、順次対策期を移行し、8月9日から、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に位置付け、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛いただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただくようお願いするとともに、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さまには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の新規感染者数は、8月13日に過去最多の107人にのぼり、その後も増加傾向は収まらず、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数は487人となるなど、感染のピークがなお見えない状況にあります。

また、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、国のステージⅣの目安である50%を超えて60.7%となり、医療提供体制に大きな影響が生じることが懸念される非常に厳しい状況が続いています。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早急かつ強力な対策をとり、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、8月14日に国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請いたしました。

これを受け、本県を含む10県を、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定し、公示されることとなりました。

県としては、明後日19日までは今の対策の徹底を図りながら、20日以降のまん延防止等重点措置の実施期間における対策について、国と協議し、決定してまいります。

県民の皆さま、特に若い世代の方々には、今一度、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいることなどをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛していただくなど、引き続き、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、改めてお願いいたします。

令和3年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

## まん延防止等重点措置の実施に伴う本県の対応（ポイント）

令和3年8月17日

## ■ まん延防止等重点措置

実施期間：8月20日（金）～9月12日（日）

措置区域：高松市

## ○本県の現行「緊急事態対策期」の期間を延長

9月12日（日）

対策期間：8月9日（月）～~~8月31日（火）~~

## ○飲食店への営業時間短縮の協力要請

|          | 現要請（第5次）                               | 再要請（第6次）                             |
|----------|----------------------------------------|--------------------------------------|
| 根拠<br>条文 | 特措法第24条第9項                             | 特措法第31条の6第1項                         |
| 実施<br>期間 | 8月7日（土）～ <del>8月20日（金）</del><br>19日（木） | <u>8月20日（金）～9月12日（日）</u><br>（重点措置期間） |
| 対象<br>区域 | 高松市内全域                                 | 高松市内全域                               |
| 営業<br>時間 | 午前5時～午後8時まで                            | 午前5時～午後8時まで                          |
| 酒類<br>提供 | 午後7時まで                                 | <u>停止（行わない）</u>                      |
| 認証<br>店  | 通常営業又は営業時間短縮の<br>選択制                   | <u>営業時間短縮（選択制適用なし）</u>               |

## ○飲食店等におけるカラオケ設備の利用自粛の協力要請

○大規模な集客施設への営業時間短縮の協力要請、入場整理等の働きかけ  
（措置区域外における同施設への協力要請等についても今後検討）